

令和5年度第11回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	令和6年1月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時50分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	欠席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	12番	糸田 雅樹		13番	岡田 充生	
	農業委員会事務局長 亀尾 憲司			農業委員会事務員 田邊 操枝		
出席吏員	産業課課長 藤原 宰			産業課主幹 前田 智恵子		
	傍聴人 0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
第4号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 令和5年南部町農地賃借料等情報について
その他	(1) 令和5年度第12回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和5年度第11回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は10番の白川透委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	省略
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、12番 糸田雅樹委員、13番 岡田充生委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 農地法第3条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m ² 合計：畑 1筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 譲受人 から が売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。 長らく さんが管理されていましたが、高齢となり耕作者を探しておられたところ、同じ集落内の さんが耕作されることになり売買に至った申請でございます。売買価格は10aあたり 円です。 番号2 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m ² 登記：畑 現況：畑 m ² 登記：畑 現況：畑 m ² 登記：田 現況：田 m ² 合計：田1筆 m ² 畑3筆 m ² 権利種別：所有権移転 贈与 譲渡人 譲受人： さんから さんが贈与で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。 から への贈与でございます。先を見越して早めに所有権移転を行い、相続登記の義務化に備えたいと言う事でございます。
	議長	議案第1号につきまして質疑に入ります。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第2号 農地法第5 条の規定に	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の

<p>よる許可申請に対する許可について</p>		<p>規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 m² 合計：田 1 筆 m² 契約種別：所有権移転 売買 用途：雑種地 目的及び概要：駐車場 譲渡人： 譲受人： この申請地は宅地・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が 10ha 未満のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は 10 a あたり 円と報告を頂いています。</p>
<p>議長</p>		<p>議案第 2 号につきまして、現地調査報告を井田委員よりお願いします。</p>
<p>井田委員</p>		<p>本日、午前 9 時より、恩田会長、市川職務代理、井上委員、庄倉委員、田邊委員、吉次委員、岡田委員、足井委員、亀尾局長、産業課の前田さん、岡本さん、私の 12 名で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査資料の 10 ページをご覧ください。場所は の隣になります。 は を考えておられて、ここに の為の駐車場の整備を計画されています。この向かって右側の 2 筆に が建つ予定だそうので、まずは駐車場を整備される申請です。</p> <p>13 ページをご覧ください。雨水は、 側に傾斜を付けて、と駐車場の間の水路に流し、前側に U 字溝を入れて流すそうです。</p> <p>本日の現地調査で、現況は畑ですが、盛土がしてあり事前着工ではないかという意見が出ました。条件付許可にせざるを得ないのではという意見もありまして、私もそのように考えております。また、申請に至った経緯、経過を確認して解決策を模索してはという意見も出ました。私は事前に現地確認を行っていますが、その時には気づかず、本日の現地調査で皆さんの意見を聞き、自分の勉強、確認不足を反省しております。皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>		<p>が絡んでいる重要な案件ですので、本日、現地調査をされた方々よりご意見をお聞きしてから審議に入りたいと思います。</p>
<p>市川職務代理</p>		<p>事前審査で検討はしていますが、現地は見えておらず、本日現地を見た状況です。 側に水路があるのですが、その辺りに農地として当然あるべき畦畔がない。図面の上下、北と南にもそのような状況がない。現地調査では皆様のご意見を聞いた方が良く意見を述べました。私としては、井田委員が言われるように条件付き許可が良いと思います。</p>
<p>井上委員</p>		<p>現地は駐車場よりも高くなっていますし、元々は田んぼであったという事ですが、完全に盛土されているのが目に見えて分かる状況でした。事前に畑等にすする手続もされていないと言う事ですし、このままで許可することは出来ないと思いましたが、皆さんのご意見を聞き判断したいと思います。</p>
<p>庄倉委員</p>		<p>多分、 さんが、田から畑にする為に盛土をされたのではないかと思います。問題は、 が申請するのに、登記は田で、現状は畑で、このままの状態申請をするのはおかしいと思います。盛土をして畑にされたのであれば地目を畑に直した上で申請されないといけないと思いましたが、先ほどから話があるように、ケタの部分も無くなっています。そのような所もきちんと見られた上で申請をされない、きちんとしたことをして欲しいと思います。</p>

田邊委員	<p>盛土もですが、何故ここを駐車場に選ばれたのか、何故 をそこに建てないといけないのか。確かこの辺は遺跡の関係がある地域だと以前より認識しています。万が一遺跡が出たらどうされますか、辞められますか。選択する余地として、いくらでも土地はあるわけですから、3、4カ所候補地を上げて、農業委員会の会長の意見も仰ぎながら、きちんと選択するべきではなかったのかと思います。どの様な状況下で、誰が、どのように選定されたのかお聞かせ願いたいと思います。</p>
岡田委員	<p>私も事前に井田委員と一緒に現地確認をしておりますが、その時は気が付きませんでした。数年前からずっと畑として使われていたので、畑として登記がなされていると思っておりました。今日、皆さん方のご意見を聞きまして、申請するのであれば、現状に戻してから審査にかけるべきではないかと思います。</p>
議長	<p>現地調査をされた方々よりご意見をお聞きしました。産業課長より経緯等説明を願いたいと思います。</p>
藤原課長	<p>たくさんのご意見、ご質問を頂きました。先ず の関係ですが、 は、令和5年から3年間をかけて新たな取組としてスタートを切りました。大きな事業として2つあります。1つは、 の再生で、 の再生事業を行いまして、新たな新規就農者、それから、これまで作っておられる方の事業拡張。2つめが、この 地区の活用。 を挟んで向かいには、 を盛況に行っている状況がありますし、その裏手の方には があるので、イチゴ、柿、梨などの を兼ねる場所を作りたいと言う事で計画したのが、 の大きな2つの柱です。</p> <p>何故この地なのかと言うところにもかかってくるのですが、 の集客を増やすことと、それから、 は大きな誘客施設であって南部町の顔となっているところです。 も、 等々もありまして、近年、非常に人が入って頂いています。ただこれが点在しているだけで、 に行かれた方は次は米子の方に帰られるとか、 に来るだけだとか、そのような状況が見受けられますので、この から、 までの動線を何とか確保するために、昔から盛んに果樹栽培を頂いていますので、これを1つの顔として、南部町をPRしていきたい。その中で を選びましたのは、 を近くに建てたいというところが先にありましたが、現状の駐車場自体が手狭になっている状況もあり、駐車場の整備を先行しながら、後年に を造っていくような計画で今年から進めている状況です。</p> <p>代替地ですが、当然、他の所も考えました。先ずは農地ではない所が近くはないかと言うところで、 の跡地なども考えましたが、現に使用の状況がある等々がございまして、農地ではありましたが、一帯として利用できる現状の の隣の地を優先的な候補地として選定しまして、この事業に着手したところです。</p> <p>次に申請ですが、十分な調査、確認が出来ていない部分が多いのですが、登記は田ですが、ここ数年は畑としての活用があったと承知しておりました。ただ、それを大きな問題とせず申請をした状況にあります。土が盛られて高くなっている現況もあります。これについては、地権者の方にも確認しましたが、詳細なところの時間経過は分かりませんでした。大変申し訳ございません。ただ、構造改善の段階で、その土地自体が非常に低い状態であったために、建設残土を入れてかさ上げをしたところから田としての使用がスタートしたところまで確認しました。その後の現状に至るまでの経過は分かっておりません。</p> <p>今後のこの事業の進め方としては、先ずは、この議事自体をご議論いただきながら、ご意見等を聞き、手直しして工事着手に向かいたいと思っています。具体</p>

	<p>的なスケジュールについては、当初は、この上に土を盛って転圧をしてアスファルト舗装を考えておりましたが、田邊委員さんからもありました遺跡の関係もごございますので、試掘調査を行い、文化財の関係をクリアした後に、今度は切土転圧で工事をしたいと計画を変更したところでございます。ですので、当該年度では試掘調査に入る状況がつかれませんので、調査自体は令和6年度の4月以降を予定して、工事に入るまでに、頂きましたご指摘、課題等をクリアしていきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>皆さん方から質疑がございませんか。</p>
黒木委員	<p>課長さんの説明で、 の駐車場が狭くなったので、ここも利用するようなお話がありました。この の駐車場は の土地ですか、一緒になって問題はありますか。</p>
藤原課長	<p>につかましても、 が購入して建設したものです。水路等が入っていて各地にはなりますが、駐車場用地として一体的な活用を目指して、ここに設置したいと考えているところでございます。</p>
黒木委員	<p>というものを、きちんとやろうと思うならば、皆が集まって来る所だし、駐車場も使えるし、みたいな考えではなくて、本当にここで良いのか、じっくり考えて頂きたいと思いました。</p>
吉次委員	<p>遺跡の範囲と言うのが気になるのですが、遺跡が出た場合は中止とか延期とか色々な問題が出てくると思います。先ず課長にお尋ねしたいのは、そこは遺跡の区域になるのですか。</p>
藤原課長	<p>農業委員会に申請させていただくに当たりまして、教育委員会に埋蔵文化財関係の分布調査をかけました。この地の8割方が分布に載っている場所に当たる状況にあります。ですので、今後、試掘調査を行い、ここに手を入れて良いのかどうか確認したいと思っています。現状では出てこないようにと思って事業を進めていますが、もし仮に何かしら出てきて本調査となりますと状況が変わってきます。そうなりますと、この地を利用するのは難しい状況もありますので、本調査の必要が出てきたときに、ここで実施するのか、他の用地を探すのか改めて検討しなくてはならないと考えております。</p>
吉次委員	<p>当然経費をかけて色々な事をされるわけです。要は、周辺に埋蔵文化財がある地域ならば外すべきではないですか。</p>
藤原課長	<p>を拠点に中心に考えると、そのような問題が出てくるのですが、この近辺が埋蔵文化財の宝庫といいますか、どこを見ても引っ掛かっている状況があります。かかっていない所は民家か、農地でもかかっている状況です。ですので、でき上がりの有効性とか、機能性を考えた上で試掘調査を行いながら、先ずは、この地で建設に向かいたいところです。</p>
議長	<p>参考までに言いますと、埋蔵文化財については、鳥取県下では、構造改善をやった所ではほとんど出できていないようです。構造改善した所は、それまでに削ったり盛土したり埋め戻したりした状態ですので、山の下の手つかずの田んぼなどでは出てくるかもしれませんが、このような場所では埋蔵文化財はほとんど出てこないようです。しかし、 がやるからには、そのような地域であれば調査をして、きちんとした手順を取って頂きたいと思ひます。</p> <p>他にございませんか。現地調査をされたほとんどの方が、保留と言ひますか、条件付許可の形をとのご意見でござひますが、条件付許可に反対の方はござひませんか。</p>
	<p>(反対者無し。)</p>
議長	<p>満場一致で、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、条件付許可ということに決定します。いつになるか分かりませんが、</p>

		慎重に検討されて、委員会に提出をお願いします。
	藤原課長	分かりました。
	局長	今回の案件につきまして反省がございます。色々な申請案件が来ます。事務方として、今回のように案件で述べて、議論していただくのは1番良いですが、その前に怠っていたことがありました。色々な申請が出てきた時に、書類チェックが優先してしまい、先ずは現地を見て、担当地区の委員さんにも見ていただいて、その後に議案を提案させて頂く事がおろそかになっておりました。この度は色々な事が重なりこのような事になりまして、事務方として反省しております。申し訳ありませんでした。今後は、申請書を受け取る前に、担当地区の委員さんと現地を見て、現況はどうなっているのか、本当に申請できる状況なのかしっかりとチェックするようにしたいと思っております。初心に戻って頑張りますので、引き続きよろしくをお願いします。
	議長	分からないことが有ったら会長に相談して下さい。時間を空けて現地を見に行くようにします。
議案第3号 非農地判断 に係る特別 委員会の結 果について	議長	議案第3号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	特別委員会による現地確認資料をご覧ください。1番から2番が、3番から22番が、23番から25番がです。本日現地調査した所と、事前に調査した所がございますので、現地につきましては担当委員さんよりお願いします。
	市川職務代理	資料の5ページを見ていただきますと、3番から15番まであります。写真の左上に整然と家が並んでいるのがです。そこを南に入った所になります。6ページの16番から22番も同じくを南に入った所で、805とあるのは溜池です。そこら辺がの移転先になるとの話を聞いて、どのような所か10月21日に行った農地パトロールで現地確認をしました。その時に見た所が今回上がっています。既に原野化、山林化している事を確認しました。
	井上委員	3ページをご覧ください。場所は、真ん中を走っているのが国道で、右にあるのがです。12月15日に田邊委員、亀尾局長と一緒に現地を確認しました。4ページの写真を見て頂くと分かるように、草も大きくなり、木も生えており、農地として復元が出来ない状況であることを確認しました。
	井田委員	7ページを見て下さい。場所は、からに渡る道路がありまして、その途中に町道2と書いてある所が梨畑で、その少し右側です。岡田委員と亀尾局長と3人で行きましたが、非常に原野化していて、到底農地に返せるような所ではありませんでした。地権者の方も将来的には植林をしたい希望を持たれています。
	議長	議案3号につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』は原案どおり議決、承認されました。
		休憩 (14:08 ~ 14:15) (前田主幹入室)
議案第4号 農用地利用 集積等促進 計画案の決 定について	議長	議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	各筆明細ですが、先月より追加の項目があります。契約の状況欄に付替と言う欄が追加になっています。こちらは、農地中間管理機構に貸付がしてあるものの、耕作者だけが代わったものについて○が付けてあります。 【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読 (議案書5~17頁)】

		農地番号 1 番～43 番 設定を受ける者： 13 名 設定をする者： 20 名 設定をする土地： 43 筆 計 53,801 ㎡
	議長	議案第 4 号につきまして質疑を受けます。
	秦野委員	24 番から 27 番は、期間が 1 年ですが、試し期間という事ですか。
	前田主幹	相対からの継続になるのですが、様子を見て更新するか、どうかを決められると言う事でした。
	秦野委員	分かりました。
	庄倉委員	先ほどの質問に関連して質問します。相対からの切替えと言う事は、今までも作っておられるわけで、様子を見ながらと言うのはどういうことでしょうか。
	前田主幹	受けられている方が若干年齢が高くなってきているので、今後の継続をどうしていくか様子を見ながら考えたいと言われていました。
	庄倉委員	質問されてその様な答えならば仕方がないと思いますが、年齢を見ますと歳でまだ若いと感じました。体調不良とか色々あつての事かもしれませんが、毎年の切替えも大変だと思いますので、3 年ぐらいで指導されたらと思います。
	前田主幹	今後、気をつけてお話をしたいと思います。
	吉次委員	10 番、11 番は同じ所有者で耕作者が 2 人に分かれています、理由を教えてください。
	議長	足井委員よりお答えをお願いします。
	足井委員	圃場は別々の所にあります。さんは、この田んぼの隣の田を前々から借りて耕作をされています。その田と今回借りられる田は、ほぼ 1 枚の状態です。実際は一緒に耕作をされていました。この度、2 つの筆に分かれていますので、きちんとしておかれたらと言う事で申請をしてもらいました。
	吉次委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』原案通り議決、承認されました。
5. 報告	議長	『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』説明を求めます。
(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	局長	【『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』朗読(議案書 13 頁)】 所有者は さんです。さんが農地中間管理機構へ貸し出して、中間管理機構から さんに貸し出してありました。解約後は、先ほど承認を頂きました議案第 4 号の 12 番で さんが借りて耕作をされます。期間は、さんが借りておられた残期間です。この場所は 地内ですが、地区から外れた所にあり、作業効率を考えられて、 地内を集積しておられるさんが耕作されることになりました。
	議長	ご異議ございませんか。ないようですので、合意解約の報告を終わります。
(2) 令和 5 年南部町農地賃借料等情報について	議長	『(2) 令和 5 年南部町農地賃借料等情報について』説明をお願いします
	局長	令和 5 年南部町農地賃借料情報でございます。こちらは、年 1 回、農業委員会が整備して広報しているものでございます。田と畑と果樹を、西伯地区、会見地区、全体で分けて表記しております。括弧内は昨年情報でございます。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
令和 5 年度第 12 回農業委員会総会の日程	議長	令和 5 年度第 12 回南部町農業委員会総会は、令和 6 年 2 月 9 日(金)に開催します。

その他	議長	その他で皆様よりございませんか。
	局長	米子コンベンションで研修をして頂いた地域計画づくりでございますが、町内で少しずつ始まっております。産業課が旗を振って、農業委員会は支援をしていく形です。12月に で行われた会には、初めて農業委員さん、推進委員さんに参加して頂きました。それまでの、 地区や、 地区では、委員さんは関わっておられませんでした。 は、井上委員、糸田委員に参加して頂きました。今後も各地区に出かけて地域づくりをしていきます。その際には担当地区の農業委員さん、推進委員さんは一緒をお願いします。なお、 では、先行してスケジュールを立てられていますので、委員長でもあります田邊委員よりお話をお願いしたいと思います。
	田邊委員	昨日、 の農業委員、推進委員と亀尾局長で、今後、どのような形で地域づくり計画を進めたらよいか話し合いました。16 集落ありますが、その区長さんに集まってもらい、説明をしてもらった方が良いと言う事になりまして、30 日の17時から区長さんに集まってもらい、 の委員、亀尾局長と進め方の話し合をする事にしました。昨日、産業課より早急に案内を出してもらうようにしております。そこで、各集落がどのように進めていくのかを話し合って1つ1つ進めていきたいと考えております。
	局長	事務局としては、担当地区がエリアでございますので、エリアごとで、 の形を参考にしながら地域の方に入って行くスケジュールを立ててまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。
	議長	他にございませんか。
	秦野委員	官公庁が、例えば農地を道路に変えた場合など、総会に上がってきますか。
	議長	公共事業については出てきません。しかしながら、今の法律の中では、学校、保育園、病院などは公共事業ではございません。
閉会	議長	これにて令和5年度第11回南部町農業委員会総会を閉会致します。